

	特定産業分野	所轄行政機関	受入見込み数(最大値)	従事する業務	雇用形態	受入機関に対して特に課す条件
1	介護	厚労省	60,000人	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 (1試験区分)	直接	厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと・事業所単位での受入れ人数枠の設定
2	ビルクリーニング	厚労省	37,000人	・建築物内部の清掃 (1試験区分)	直接	厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと・事業所単位での受入れ人数枠の設定
3	素形材産業	経産省	21,500人	・鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・アルミニウム陽極酸化処理・仕上げ・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・仕上げ・機械保全・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装・機械検査・機械保全・塗装・溶接 (13試験区分)	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4	産業機械製造業	経産省	5,250人	・鋳造・工場板金・電子機器組立て ・鍛造・めっき・電気機器組立て ・ダイカスト・仕上げ・プリント配線板製造・機械加工・機械検査・プラスチック成形・塗装・機械保全・金属プレス加工 ・鉄工・工業包装・溶接 (18試験区分)	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
5	電気電子情報関連産業	経産省	4,700人	・機械加工・機械保全・塗装 ・金属プレス加工・電子機器組立て・溶接 ・工場板金・電気機器組立て・工業包装 ・めっき・プリント配線板製造 ・仕上げ・プラスチック成形 (13試験区分)	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
6	建設	国交省	40,000人	・型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・建設機械施工・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ/表装・とび・建築大工・配管・建築板金・保温保冷・吹付ウレタン断熱・海洋土工 (18試験区分)	直接	※
7	造船船舶工業	国交省	13,000人	・溶接・塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立 (6試験区分)	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
8	自動車整備	国交省	7,000人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 (1試験区分)	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業者
9	航空	国交省	2,200人	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) (2試験区分)	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る事業者
10	宿泊	国交省	22,000人	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 (1試験区分)	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
11	農業	農水省	36,500人	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) (2試験区分)	直接・派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
12	漁業	農水省	9,000人	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) (2試験区分)	直接・派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
13	飲食品製造業	農水省	34,000人	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと (1試験区分)	直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
14	外食業	農水省	53,000人	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) (1試験区分)	直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

注意：在留資格「特定技能」は、受入企業様との直接雇用が原則となります。派遣雇用は、漁業と農業職種以外は、認められておりません。

偽装請負契約にご注意下さい。